

取組事例

取組を行った待遇							
基本給	賞与	手当	退職金	福利厚生	休暇・ 休職制度	教育訓練	その他
		○			○		

基本情報

企業名	社会福祉法人 妙光福祉会
業種	老人福祉・介護事業
都道府県	山形県
従業員数 (/ 時点)	正職員：140名 パートタイム労働者・有期雇用労働者：60名 (R3/1/1 時点)
事業概要	「住み慣れた地域での生活」が継続されるよう、地域に根ざし、地域と共に開かれた福祉施設の事業を、山形県内4拠点で展開しています。

取組のポイント・概要

背景	事業に不可欠な存在であるパートタイム労働者の定着率向上を目的として、制度整備の必要性を認識。
----	--

待遇	パートタイム労働者に対する支給状況	
	取組前	取組後
手当	通勤手当の支給なし	1ヶ月平均の所定労働日数が20日以上となる条件で雇用されたパートタイマー（全員）が交通機関等を利用して通勤する場合は、規則の定めによる通勤手当を支給（R2.4.1）
休暇	特別休暇（慶弔休暇）は、無給	特別休暇（慶弔休暇）は、有給

効果	離職率が減少となる。（平成30年度：5.5% ⇒ 令和2年度：0.5%）
----	--------------------------------------

取組の詳細

取組に向けた検討プロセス

顧問社会保険労務士とやりとりを重ね、同一労働同一賃金のガイドラインを参考に、正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、待遇差に不合理な点がないか、就業規則・給与規程を確認。待遇差の是正について、法人内で検討を重ねた上で、改善を行うこととなったため、就業規則・臨時職員取扱規則・パートタイマー等取扱規則の改定を行うとともに、令和2年4月1日より運用を開始した。改善事項については、職員に周知を行うとともに、対象の有期雇用職員と雇用契約締結時に再度説明を行った。

待遇の改善状況の詳細

手当：通勤手当の支給なし

↓

1ヶ月平均の所定労働日数が20日以上となる条件で雇用されたパートタイマーが交通機関等を利用して通勤する場合は、規則の定めによる通勤手当を支給（R2.4.1）

休暇：特別休暇（慶弔休暇）は、無給

↓

特別休暇（慶弔休暇）は、有給（R2.4.1）

内容：本人結婚 5日、子供結婚3日

死亡

配偶者、子、同居の両親 5日

同居以外の両親 3日

同居の家族 2日

災害時 状況に応じて付与

取組による効果

離職率が減少となる。（平成30年度：5.5% ⇒ 令和2年度：0.5%）